

株 主 各 位

大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

船井電機株式会社

取締役 林 朝 則
執行役社長

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年6月18日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成21年6月19日（金曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
当社技術館5階 多目的ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第57期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.funai.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、昨年9月の米国大手投資銀行の破綻以降は主要先進国のみならず新興国においても急速に景気が悪化し、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が、株式市場や外国為替市場から实体经济にも波及して深刻な世界同時不況となりました。

一方、わが国におきましても、世界景気の悪化を背景とする輸出の急激な減少が国内景気に波及し、設備投資の大幅な減少や雇用情勢の悪化、個人消費の低迷などから景気後退が続きました。

当民生用電気機器業界におきましては、世界的な景気低迷を背景に個人消費の急激な落ち込みとともに、液晶テレビをはじめとする主要製品の価格下落が続くなど厳しい環境となりました。

このような状況下、当社グループではコストダウンを図るとともに売上拡大に一層努力いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は3,027億77百万円（前期比9.2%増）となりました。地域別では、北米及びアジアその他地域は前連結会計年度の実績を上回りましたが、欧州は主力の液晶テレビの販売が伸び悩み前連結会計年度の実績を下回りました。

利益面につきましては、主要製品の厳しい価格競争の影響もあり、営業利益は14億09百万円（前期営業損失24億05百万円）、経常利益は12億26百万円（前期経常損失39百万円）となりました。当期純損失はタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分に伴い「過年度法人税等」として168億38百万円を費用処理したことなどにより173億64百万円（前期当期純損失53億76百万円）となりました。

機器別の連結売上状況は、次のとおりであります。

<映像機器>

映像機器では、市場縮小によりビデオ、ブラウン管テレビ及びDVD関連製品は減少したものの、Royal Philips Electronics社とのブランドライセンス契約に基づく製品ラインナップの拡充等により液晶テレビは売上げを伸ばしました。また、米国向けのテレビ用セット・トップ・ボックスの好調な販売と今後の成長が期待されるブルーレイディスクプレーヤの本格的な投入も売上に寄与いたしました。この結果、当該機器の連結売上高は2,306億円（前期比25.2%増）となりました。

（注）テレビ用セット・トップ・ボックスとは、デジタル放送信号をアナログ放送信号に変換し、従来のアナログテレビでデジタル放送の視聴を可能にする製品。

<情報機器>

情報機器では、OEM先からの受注回復がみられたデジタルスチルカメラは増加いたしました。プリンターは厳しい競争環境によりOEM先が商品戦略の見直しを行った結果、受注が減少いたしました。その結果、当該機器の連結売上高は450億05百万円（前期比30.7%減）となりました。

<その他>

上記機器以外の連結売上高は271億71百万円（前期比3.0%減）となりました。

（機器別連結売上高）

区 分	売 上 高	構 成 比
映 像 機 器	230,600百万円	76.1%
情 報 機 器	45,005	14.9
そ の 他	27,171	9.0
合 計	302,777	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資は、製造会社は39億77百万円、販売会社等は10億35百万円となり、当社グループ合計では50億13百万円となりました。設備投資の主なものは、生産設備の拡充であります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界同時不況という厳しい経済環境が続く中、当民生用電気機器業界はデジタル製品の普及により、新たな消費者ニーズが創出されるとともに製品ライフサイクルは短縮化の一途を辿っており製品開発のスピードアップが重要となっています。一方、企業間競争は激しく製品価格の急速な下落も見受けられます。こうした厳しい状況を克服し、事業収益の改善を図ることが当社の課題であります。このためには、コスト競争力を一層強化しスピード重視で売れる製品づくりに徹し、売上高の拡大を図り収益を中長期的に確保することが重要であります。

当社独自の生産性向上システムであるFPS（フナイ・プロダクション・システム）による更なる改善、グローバル資材調達の拡充、固定費・変動費の削減でコスト競争力の強化を行うとともに、売れる製品づくりのため、経営資源を最適配分し、商品企画から開発、資材調達、製造、販売のサイクルのIT化などで各部門のタイムラグを最小限にして一層スピードアップする必要があります。これにより、市場のニーズに的確に応えた製品をタイムリーに供給してまいります。

こうした体制づくりを推進する一方、主力の液晶テレビ事業において、昨年4月にRoyal Philips Electronics社と北米におけるブランドライセンス契約で基本合意いたしました。当社の主要市場である北米で従来の商品に「Philips」及び「Magnavox」ブランドが加わることで商品ラインアップの拡充とブランドポジショニングの確立を図りました。同じく6月には、「Philips」ブランド製品の販売会社P&F USA, INC.を設立し、販売体制を強化いたしました。今後は、ブルーレイディスク関連製品のラインナップの強化と付加価値の高い新製品の投入などで市場ニーズを的確に捉えた売れる製品づくりを徹底し、収益の改善を図ってまいります。

(5) タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分

当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。今回の大阪国税局の処分は、大阪地方裁判所でタックスヘイブン対策税制適用に基づく前回の更正処分（平成17年6月28日付）について審理が進んでいる状況においてなされたことであり、当社といたしましては誠に遺憾であり、到底承服できるものではなかったため、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を行いました。

なお、審査請求に基づく審理は継続中ではありますが、審査請求を行ってから3ヵ月が経過し、取消訴訟を提起できる状況になりましたので、平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。現在は、前回の訴訟と併合して審理が行われております。

本処分に係る追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め150億38百万円（附帯税を含め168億38百万円）であり、当連結会計年度において「過年度法人税等」として費用処理いたしております。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第 54 期 (平成17年度)	第 55 期 (平成18年度)	第 56 期 (平成19年度)	第 57 期 (平成20年度)
売 上 高(百万円)	360,885	396,712	277,167	302,777
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	27,461	26,591	△ 39	1,226
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	21,596	△ 3,665	△ 5,376	△ 17,364
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	620円02銭	△107円01銭	△157円71銭	△509円33銭
総 資 産(百万円)	288,524	272,811	224,415	199,882
純 資 産(百万円)	197,870	187,361	158,356	135,596
1株当たり純資産額	5,752円92銭	5,484円38銭	4,630円58銭	3,963円72銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、当該各株式数につきましては、自己株式を控除しております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
D X アンテナ株式会社	363百万円	91.83%	受信関連用電子機器の製造、販売等
FUNAI CORPORATION, INC.	68.5百万US\$	100.00%	当社製品の販売
P & F U S A , I N C .	30百万US\$	100.00%	当社製品の販売
船井電機(香港)有限公司	115百万HK\$	100.00%	当社製品の製造

(注) 1. 当社の出資比率については、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. P&F USA, INC. は、平成20年6月に設立しております。

(8) 主要な事業内容

区 分	主 要 製 品 名
映 像 機 器	液晶テレビ、DVDプレーヤ、DVDレコーダ、ブルーレイディスクプレーヤ
情 報 機 器	プリンター、デジタルスチルカメラ
そ の 他	受信関連用電子機器

(9) 主要な事業拠点

区 分	名 称	所 在 地	
当 社	本 社	大阪府大東市	
	東 京 支 店	東京都千代田区	
国 内	製造販売子会社	D X ア ン テ ナ 株 式 会 社 神戸市兵庫区	
海 外	販 売 子 会 社	FUNAI CORPORATION, INC.	米 国
		P & F U S A , I N C .	〃
		F U N A I E U R O P E G m b H	ド イ ツ
	製 造 子 会 社	船井電機（香港）有限公司	香 港

(10) 使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,590名	38名減

- (注) 1. 使用人数は、就業人数であります。
2. 委託先加工工場の使用人数は11,552名であります。上記使用人数には含まれておりません。

(11) 主要な借入先

記載すべき事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式総数 36,104,196株
 (自己株式 2,011,321株を含む。)
 (3) 株 主 数 9,195名
 (4) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
船 井 哲 良	12,756千株	37.42%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	2,356	6.91
船 井 哲 雄	1,739	5.10
財団法人船井情報科学振興財団	1,540	4.52
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	1,311	3.85
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口4G）	988	2.90
DANSKE BANK CLIENTS HOLDINGS	716	2.10
RBC DEXIA INVESTOR SERVICE TRUST. LONDON－LENDING ACCOUNT	613	1.80
THE CHASE MANHATTAN BANK.N.A.LONDON SECS LENDING OMNIBUSACCOUNT	418	1.23
有 限 会 社 エ フ ツ ー	355	1.04
有 限 会 社 T & N	355	1.04

- (注) 1. 当社は、自己株式2,011千株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
 2. 出資比率は、自己株式2,011千株を控除して計算し、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 15,529個
 (注) 新株予約権の数は、交付された新株予約権の数から権利行使が行われた数及び新株予約権者が退職により権利を喪失した数を減じて表示しております。
- ・目的たる株式の種類及び数 普通株式 1,552,900株
 (新株予約権1個につき100株)
- ・取締役及び執行役の保有する新株予約権の区分別状況

回次	区分	個数	保有者数	行使価額	行使期間
平成14年度 第1回	取締役	48個	1名	15,150円	平成16年8月1日から 平成23年7月31日まで
	社外取締役	28個	1名		
	執行役	30個	1名		
平成15年度 第1回	取締役	14個	1名	13,646円	平成17年8月1日から 平成24年7月31日まで
	社外取締役	28個	1名		
	執行役	28個	1名		
平成16年度 第1回	執行役	42個	1名	16,167円	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
平成17年度 第1回	取締役	24個	1名	12,369円	平成19年8月1日から 平成26年7月31日まで
	執行役	40個	1名		
平成20年度 第1回	執行役	50個	1名	1,609円	平成22年8月1日から 平成29年7月31日まで

(注) いずれの執行役も取締役を兼任しておりますが、取締役には含めず執行役として表示しております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

- ・平成20年11月12日開催の取締役会決議による新株予約権
- ・新株予約権の数 4,317個
- ・目的たる株式の種類及び数 普通株式 431,700株
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権と引換えに払い込む金銭 株株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり160,900円
(1株当たり1,609円)
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成22年8月1日から平成29年7月31日まで
- ・交付状況

区分	個数	目的となる株式の数	交付者数
執行役	50個	5,000株	1名
使用人	4,267個	426,700株	325名

(注) 執行役1名は、取締役を兼任しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

ストックオプションとして付与された平成13年度新株引受権（旧商法（平成13年改正前商法）第280条ノ19に基づく新株引受権）

- ・新株引受権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 311,600株
- ・新株引受権の行使時の払込金額 1株当たり 9,549円
- ・新株引受権の行使期間 平成16年1月1日から平成22年12月31日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役

① 取締役

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役	船井哲良	指名委員（委員長）、報酬委員 （財）船井情報科学振興財団理事長 （財）船井奨学会理事長
取締役	林朝則	取締役会議長、指名委員、報酬委員（委員長）
取締役	井上朗孝	監査委員（委員長）
社外取締役	米本光男	指名委員、報酬委員
社外取締役	田代守彦	指名委員、監査委員、報酬委員
社外取締役	宮崎章	指名委員、報酬委員
社外取締役	朝倉重道	監査委員、報酬委員
社外取締役	勝田泰久	指名委員、監査委員、報酬委員 学校法人大阪経済大学理事長
社外取締役	西村英俊	監査委員、報酬委員 （財）日商岩井国際交流財団理事長

（注）1. 取締役 船井哲良及び林朝則は、執行役を兼任しております。

2. 監査委員（委員長）井上朗孝は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 執行役

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
執行役会長	船井哲良	（財）船井情報科学振興財団理事長 （財）船井奨学会理事長
代表執行役社長	林朝則	

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、平成21年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

専務執行役員	清 本 隆
〃	中 井 英 夫
常務執行役員	山 本 典 幸
〃	関 伸 二
〃	片 川 喜代治
〃	大 宅 俊 雄
執行役員	内 藤 昌 彦
〃	木 寺 文 明
〃	小 林 幸 男
〃	内 川 伸 久
〃	坂 田 憲 治
〃	野路井 達

(2) 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取(うち社外取締役) 締 役	8人 (7)	55,630千円 (37,960)
執 行 役	4	92,525
合 計	12	148,155

- (注) 1. 執行役を兼任する4名の取締役に、取締役としての報酬は支給しておりませんので、取締役の支給人数には含まれておりません。
2. 上記支給額には、当事業年度に役員退職慰労引当金として費用処理した以下の金額が含まれております。
- ・取締役8名 4,600千円 (うち社外取締役7名 3,100千円)
 - ・執行役4名 17,000千円
3. 上記支給額には、当事業年度にストックオプションによる報酬額として費用処理した以下の金額が含まれております。
- ・執行役1名 345千円
4. 上記には、平成20年6月19日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

5. 上記のほか、平成20年6月19日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した役員に対し、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

- ・ 社外取締役 1名 2,500千円
- ・ 執行役 2名 15,600千円

(3) その他会社役員に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

(4) 社外取締役に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

・ 取締役 米本光男は、株式会社ティー・ピー・エス研究所の取締役副社長を兼任しております。

なお、当社は、株式会社ティー・ピー・エス研究所との間には特別の関係はありません。

・ 取締役 宮崎 章は、ダイナミックソリューションズ株式会社の取締役会長を兼任しております。

なお、当社は、ダイナミックソリューションズ株式会社との間には特別の関係はありません。

② 他の株式会社の社外役員の兼任状況

・ 取締役 米本光男は、セーラー万年筆株式会社の社外取締役を兼任しております。

・ 取締役 田代守彦は、株式会社イノアックコーポレーション及び高千穂交易株式会社の社外取締役を兼任しております。

・ 取締役 宮崎 章は、株式会社大倉の社外取締役を兼任しております。

・ 取締役 勝田泰久は、大塚製薬株式会社の社外監査役を兼任しております。

③ 当社及び特定関係事業者の業務執行者との親族関係

記載すべき事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査委員会への出席状況

氏名	取締役会		監査委員会	
	開催回数(回)	出席回数(回)	開催回数(回)	出席回数(回)
米本光男	16	16		
田代守彦	16	16	7	6
宮崎章	16	14		
朝倉重道	16	15	7	6
勝田泰久	16	11	7	6
西村英俊	16	11	7	6

・取締役会及び監査委員会における発言状況

米本光男は、取締役会に出席し、主に経営コンサルタントとしての見地から意見を述べております。

田代守彦は、取締役会及び監査委員会に出席し、主に経験豊かな経営者の見地から意見を述べております。

宮崎章は、取締役会に出席し、主に経験豊かな経営者の見地から意見を述べております。

朝倉重道は、取締役会及び監査委員会に出席し、主に経験豊かな経営者の見地から意見を述べております。

勝田泰久は、取締役会及び監査委員会に出席し、主に経験豊かな経営者の見地及び金融・財務的な見地から意見を述べております。

西村英俊は、取締役会及び監査委員会に出席し、主に経験豊かな経営者の見地から意見を述べております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役6名との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 50百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 78百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうちFUNAI CORPORATION, INC.ほか2社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人トーマツに対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務である内部統制構築のコンサルティング業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると認められた場合は、監査委員会は監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項
 - ・ 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助する使用人を監査室に配属し、執行役を兼任しない取締役は、監査委員会から監査への協力を求められた場合には、これに協力する。
 - ・ 前項の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」に基づき監査室に転出入する使用人及びその考課については、監査委員会の意見を尊重するものとし、執行役からの独立性を確保する。
 - ・ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款に違反する事実を含め、執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項、時期、方法等を「監査委員会に対する報告に関する規程」にて明確にする。
 - ・ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤の監査委員を置き、執行役社長等の執行部門と定期的な会合や会計監査人との連携・情報交換等を行うことにより、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する。
- ② 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - ・ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な情報は、「文書管理規程」に従って保存及び管理することとし、監査委員会が指名する監査委員は、これらの文書をいつでも閲覧可能とする。
 - ・ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を定め、各部署は、所轄業務に付随するリスク管理を行うとともに、組織的な管理のための施策を定める。

- ・執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役の統括のもとに執行役員を配置し、執行役が決定した業務が迅速に執行されることを確保する。
- ・執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」において、法令遵守のために、執行役及び使用人がとるべき行動を明確にし、執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ・当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の監査室及び事業管理部が「関係会社管理規程」等に基づき、グループ企業に対し監査及び指導を行い、企業集団における業務の適正を確保する体制をとる。

(2) 執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社の執行役等の報酬の内容に係る決定に関しては、株主、使用人からみて、客観性・透明性のある報酬を決定することを目的とし、毎月一定額が支払われる月額報酬、業績に連動して支払われる業績連動報酬（賞与）、期末手当、ストックオプション及び退任時に支払われる退職慰労金で構成されております。

① 取締役の報酬等

取締役については、個別の業務執行に直接携わらずその職務が主に監督機能であることから、月額報酬、期末手当、ストックオプション及び退職慰労金で構成されております。

- ・月額報酬は、常勤・非常勤の別及び他社水準等を勘案し決定いたします。
- ・期末手当は、社外取締役でない取締役（社内取締役）に対し、月額報酬を基準に年収の25%を上限とし、支給金額を決定いたします。
- ・ストックオプションは、当社の株価や業績への参画意識を高めるために、報酬委員会で決定いたします。
- ・退職慰労金は、報酬委員会で決定した「役員退職慰労金規程」に従い算定した額を支給いたします。

なお、執行役を兼任する取締役には、取締役としての報酬は支給いたしません。

② 執行役の報酬等

執行役については、月額報酬、業績連動報酬（賞与）、ストックオプション及び退職慰労金で構成されております。

- ・月額報酬は、各執行役の役職・職責、当社経営環境・業績及び他社水準等を反映して決定いたします。
- ・業績連動報酬（賞与）は、全社業績及び担当業務の成果等に応じて決定いたします。
- ・ストックオプションは、当社の株価や業績への参画意識を高めるために、報酬委員会で決定いたします。
- ・退職慰労金は、報酬委員会で決定した「役員退職慰労金規程」に従い算定した額を支給いたします。

(3) 剰余金の配当等を取締役会が決定する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営基盤の強化を図りながら安定配当を維持することを基本方針としております。具体的な基準として、連結純資産配当率1.0%を基本に、経営環境等を考慮した積極的な配当政策を実施いたします。

7. 会社の状況に関する重要な事項

当社及び当社の米国現地法人であるFUNAI CORPORATION, INC. は、平成19年10月15日付で、デジタルテレビ関連製品の製造業者及び輸入業者14社を対象として、米国国際貿易委員会（United States International Trade Commission「以下、ITC」）に差止申し立てを行いました。この差止申し立ては、当社保有のデジタルテレビ関連特許を侵害するデジタルテレビ及びコンボ製品の米国への輸入を禁ずる命令（排除命令）及び、かかる製品の米国内における販売を被提訴人に禁ずる命令（停止命令）をITCに求める内容です。

当該申し立てにつきましては、ITCは平成21年4月10日付で、被提訴人にデジタルテレビ製品の輸入及び米国での販売を禁止する最終決定を下しました。

なお、現時点では損益に与える影響額を算出することは困難であります。

-
- ◎ 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて、比率は特に記載している場合を除き、小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。また、1株当たり当期純利益、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	163,709	流動負債	60,382
現金及び預金	96,503	支払手形及び買掛金	28,157
受取手形及び売掛金	28,844	短期借入金	12,938
たな卸資産	30,677	リース債務	92
繰延税金資産	2,763	未払金	12,130
未収還付法人税等	1,350	未払法人税等	1,623
その他	3,843	賞与引当金	302
貸倒引当金	△ 273	製品保証引当金	2,191
		その他	2,944
固定資産	36,173	固定負債	3,904
有形固定資産	16,025	長期借入金	666
建物及び構築物	5,864	リース債務	278
機械装置及び運搬具	1,891	繰延税金負債	26
工具、器具及び備品	2,324	再評価に係る繰延税金負債	291
土地	5,193	退職給付引当金	1,316
リース資産	266	役員退職慰勞引当金	1,026
その他	483	その他	298
無形固定資産	5,647	負債合計	64,286
特許権	4,328	純資産の部	
リース資産	80	株主資本	150,233
ソフトウェア仮勘定	601	資本金	31,280
その他	636	資本剰余金	33,245
投資その他の資産	14,499	利益剰余金	110,047
投資有価証券	5,820	自己株式	△ 24,340
繰延税金資産	4,329	評価・換算差額等	△ 15,098
その他	5,911	その他有価証券評価差額金	△ 98
貸倒引当金	△ 1,561	為替換算調整勘定	△ 14,999
		新株予約権	17
資産合計	199,882	少数株主持分	443
		純資産合計	135,596
		負債・純資産合計	199,882

連結損益計算書

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		302,777
売 上 原 価		258,303
売 上 総 利 益		44,473
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		43,064
営 業 利 益		1,409
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,438	
そ の 他	454	3,892
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	351	
為 替 差 損	2,892	
そ の 他	832	4,076
経 常 利 益		1,226
特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	357	
固 定 資 産 売 却 益	6	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	26	
そ の 他	103	494
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	94	
関 係 会 社 整 理 損	644	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,087	
そ の 他	1,157	4,983
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		3,263
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,948	
法 人 税 等 還 付 税 額	△ 1,335	
過 年 度 法 人 税 等	16,838	
法 人 税 等 調 整 額	△ 3,560	13,891
少 数 株 主 利 益		210
当 期 純 損 失		17,364

連結株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から〕
〔平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日 残高	31,280	33,245	129,812	△ 24,339	169,998
在外子会社の会計処理の 変更に伴う増減			△ 695		△ 695
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,704		△ 1,704
当期純損失			△ 17,364		△ 17,364
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△ 19,069	△ 0	△ 19,069
平成21年3月31日 残高	31,280	33,245	110,047	△ 24,340	150,233

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
平成20年3月31日 残高	△ 63	△ 12,063	△ 12,127	-	485	158,356
在外子会社の会計処理の 変更に伴う増減		122	122			△ 573
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 1,704
当期純損失						△ 17,364
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 35	△ 3,058	△ 3,093	17	△ 41	△ 3,117
連結会計年度中の変動額合計	△ 35	△ 3,058	△ 3,093	17	△ 41	△ 22,187
平成21年3月31日 残高	△ 98	△ 14,999	△ 15,098	17	443	135,596

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 13社
- (2) 主要な連結子会社の名称
DXアンテナ株式会社、FUNAI CORPORATION, INC.、船井電機（香港）有限公司
当連結会計年度中に設立した子会社であるP&F USA, INC.を連結の対象に含めております。
- (3) 主要な非連結子会社の名称
株式会社エフ、ジー、エス
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 2社
- (2) 持分法適用関連会社の名称
嘉匯実業有限公司、PT.DISPLAY DEVICES INDONESIA
- (3) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称
非連結子会社：株式会社エフ、ジー、エス
関 連 会 社：嘉宝電機有限公司
(持分法を適用しない理由)
当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
- (4) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会 社 名	決 算 日
D Xアンテナ株式会社	2月28日
FUNAI ELECTRIC (MALAYSIA) SDN. BHD.	12月31日
FUNAI ASIA PTE LTD	//

いずれも、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

当社及び国内連結子会社は、製品及び仕掛品は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）、原材料は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

海外連結子会社は、製品・仕掛品及び原材料は主として先入先出法による低価法によっております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、海外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～7年

工具、器具及び備品 1～20年

（追加情報）

当社及び一部の国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を11年としておりましたが、当連結会計年度より7年に変更しております。

これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法によっております。

なお、のれんについては、5年間で均等償却を行っております。また、特許権については、経済的使用可能予測期間、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

一部の連結子会社については、使用人に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金

販売製品のアフターサービスによる費用支出に備えるため過去の実績を基準として発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異は、適用初年度で全額費用処理しております。一部の連結子会社については、15年による按分額を費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、当社では内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 資産にかかる減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	58,566百万円
----------------	-----------

2. 連結子会社のうち1社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち、税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として291百万円を計上しております。なお、再評価差額は連結財務諸表上では相殺消去されるため純資産の部には表示されていません。

連結損益計算書に関する注記

タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分

当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとのもとの更正通知を受領いたしました。前回（平成17年6月28日付）のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、前回同様に更正処分がなされたことは誠に遺憾であり到底承服できるものではなかったため、当社は、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を行いました。審査請求に基づく審理は継続中ですが、審査請求を行ってから3ヶ月が経過し、取消訴訟を提起できる状況になりましたので、平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。現在、前回の訴訟と併合して審理が行われております。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、当連結会計年度において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

なお、本税制は、対象となる外国法人の各事業年度終了の時の現況によって判定されますので、ご参考までに、調査対象年度の翌連結会計年度である平成20年3月期及び平成21年3月期の2年間について、当社の香港子会社の所得に対する当該税制による影響額を試算した場合、当社が平成20年3月期において当社の香港子会社より受領した配当額を控除して算出した結果、法人税、住民税及び事業税の見積もりは合計で約700百万円となります。この影響額につきましては、上記理由により現時点では、会計処理を行っておりません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	36,104	—	—	36,104
合計	36,104	—	—	36,104
自己株式				
普通株式(注)	2,011	0	—	2,011
合計	2,011	0	—	2,011

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 6月2日 取締役会	普通株式	1,704	50	平成20年3月31日	平成20年6月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度以降になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 6月1日 取締役会	普通株式	1,363	利益剰余金	40	平成21年3月31日	平成21年6月4日

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)
		当連結会計年度末
平成13年度 新株予約権 第1回	普通株式	311,600
平成14年度 新株予約権 第1回	普通株式	399,600
平成15年度 新株予約権 第1回	普通株式	378,500
平成16年度 新株予約権 第1回	普通株式	359,900
平成16年度 新株予約権 第2回	普通株式	25,600
平成17年度 新株予約権 第1回	普通株式	346,400
合計		1,821,600

(注) 「平成13年度 新株予約権 第1回」は、旧商法(平成13年改正前商法)第280条ノ19に基づく新株引受権であります。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,963円72銭
1株当たり当期純損失	509円33銭

- ◎ 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の記載金額は、それぞれ表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失については、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月25日

船井電機株式会社
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村文彦	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	白井弘	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝口聖規	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、船井電機株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、船井電機株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結損益計算書に関する注記に記載されているとおり、タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第57期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月25日

船井電機株式会社 監査委員会

監査委員長 井上朗孝 ㊟

監査委員 田代守彦 ㊟

監査委員 朝倉重道 ㊟

監査委員 勝田泰久 ㊟

監査委員 西村英俊 ㊟

(注) 監査委員 田代守彦、朝倉重道、勝田泰久及び西村英俊は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	51,340	流 動 負 債	32,490
現金及び預金	18,380	買掛金	18,215
受取手形	422	短期借入金	5,000
売掛金	25,775	リース債務	69
製品	249	未払金	6,578
原材料	2,206	未払費用	1,740
前払費用	522	預り金	538
繰延税金資産	1,343	製品保証引当金	305
未収還付法人税等	1,350	その他	43
その他	1,112	固 定 負 債	2,408
貸倒引当金	△ 23	リース債務	212
固 定 資 産	57,205	退職給付引当金	319
有 形 固 定 資 産	9,039	役員退職慰労引当金	1,026
建物	3,692	関係会社整理損失引当金	784
構築物	76	その他	65
機械装置	28	負 債 合 計	34,899
車両運搬具	1	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	934	株 主 資 本	73,724
土地	4,086	資 本 金	31,280
リース資産	219	資 本 剰 余 金	33,245
無 形 固 定 資 産	5,327	資 本 準 備 金	32,806
特許権	4,328	その他資本剰余金	438
ソフトウェア	245	利 益 剰 余 金	33,539
リース資産	49	利 益 準 備 金	209
のれん	90	その他利益剰余金	33,330
電話加入権	12	固定資産圧縮積立金	514
ソフトウェア仮勘定	601	別 途 積 立 金	23,400
投資その他の資産	42,838	繰越利益剰余金	9,415
投資有価証券	3,141	自 己 株 式	△ 24,340
関係会社株式	27,162	評価・換算差額等	△ 96
長期貸付金	15,197	その他有価証券評価差額金	△ 96
繰延税金資産	4,449	新 株 予 約 権	17
その他	4,720	純 資 産 合 計	73,645
貸倒引当金	△ 11,833	負 債 ・ 純 資 産 合 計	108,545
資 産 合 計	108,545		

損 益 計 算 書

〔平成20年 4月 1日から
平成21年 3月 31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		203,890
売 上 原 価		180,469
売 上 総 利 益		23,421
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,046
営 業 損 失		1,625
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,933	
そ の 他	108	16,041
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49	
為 替 差 損	2,783	
そ の 他	585	3,418
経 常 利 益		10,997
特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	357	
そ の 他	37	395
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	76	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,233	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,297	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	811	
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	784	
そ の 他	922	7,124
税 引 前 当 期 純 利 益		4,268
法 人 税 等 還 付 税 額	△ 1,335	
過 年 度 法 人 税 等	16,838	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,541	12,961
当 期 純 損 失		8,693

株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から〕
〔平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剩 余 金				利 益 剩 余 金						
		資本準備金	その 資本 剰余金	他 剰余金 合計	資本剰余金 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
							固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成20年3月31日 残高	31,280	32,806	438	33,245	209	527	23,400	19,800	43,937	△24,339	84,123	
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩し						△ 13		13	-		-	
剰余金の配当								△ 1,704	△ 1,704		△ 1,704	
当期純損失								△ 8,693	△ 8,693		△ 8,693	
自己株式の取得										△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△ 13	-	△ 10,384	△ 10,397	△ 0	△ 10,398	
平成21年3月31日 残高	31,280	32,806	438	33,245	209	514	23,400	9,415	33,539	△ 24,340	73,724	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 子 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日 残高	△ 103	△ 103	-	84,019
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩し				-
剰余金の配当				△ 1,704
当期純損失				△ 8,693
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	6	6	17	24
事業年度中の変動額合計	6	6	17	△ 10,373
平成21年3月31日 残高	△ 96	△ 96	17	73,645

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原 材 料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

（追加情報）

機械装置については、従来、耐用年数を11年としておりましたが、当事業年度より7年に変更しております。

これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、のれんについては、5年間で均等償却を行っております。また、特許権については、経済的使用可能予測期間、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

3. 引当金の計上の基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

販売製品のアフターサービスによる費用支出に備えるため過去の実績を基準として発生見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

- | | |
|-----------------|---|
| (4) 役員退職慰労引当金 | 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| (5) 関係会社整理損失引当金 | 関係会社の整理に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。 |

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

5. 重要な会計方針に係る事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	9,258百万円
----------------	----------

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	17,016百万円
長期金銭債権	15,669百万円
短期金銭債務	18,846百万円

3. ストックオプションとして付与された新株引受権

(旧商法(平成13年改正前商法)第280条ノ19に基づく新株引受権)

株主総会の特別決議日	平成13年6月27日
新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式311,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり9,549円
新株予約権の行使期間	平成16年1月1日から 平成22年12月31日まで

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引

売上高	129,358百万円
仕入高	175,183百万円
その他の営業費用	2,672百万円
営業取引以外の取引高	15,675百万円

2. タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分

当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとするの更正通知を受領いたしました。前回(平成17年6月28日付)のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、前回同様に更正処分がなされたことは誠に遺憾であり到底承服できるものではなかったため、当社は、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を行いました。審査請求に基づく審理は継続中ですが、審査請求を行ってから3ヵ月が経過し、取消訴訟を提起できる状況になりましたので、平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。現在、前回の訴訟と併合して審理が行われております。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円(附帯税を含め16,838百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、当事業年度において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

なお、本税制は、対象となる外国法人の各事業年度終了の時の現況によって判定さ

れますので、ご参考までに、調査対象年度の翌事業年度である平成20年3月期及び平成21年3月期の2年間について、当社の香港子会社の所得に対する当該税制による影響額を試算した場合、当社が平成20年3月期において当社の香港子会社より受領した配当額を控除して算出した結果、法人税、住民税及び事業税の見積もりは合計で約700百万円となります。この影響額につきましては、上記理由により現時点では、会計処理を行っておりません。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（注）	2,011	0	—	2,011

(注) 自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	129百万円
役員退職慰労引当金	417百万円
未払金	785百万円
貸倒引当金	3,512百万円
未払費用（賞与分）	372百万円
投資有価証券評価損	260百万円
関係会社株式評価損	1,135百万円
特定外国子会社等の課税済留保金額	4,659百万円
その他	1,117百万円

繰延税金資産小計	12,390百万円
評価性引当金	△ 5,646百万円
繰延税金資産合計	6,744百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△ 352百万円
前払年金費用	△ 599百万円
繰延税金負債合計	△ 952百万円
繰延税金資産の純額	5,792百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	898	648	250
そ の 他	7	4	2
合 計	906	652	253

2. 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	137百万円
1年超	120百万円
合 計	257百万円

関連当事者との取引に関する注記

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 比率	関連当事 者との 関	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	D X アンテナ 株式会社	所有 直接 91.83%	当社製品 の販売 役員の兼 任	電機製品 の販売	8,854	売掛金	3,859
子会社	船井電機 (香港) 有限公司	所有 直接 100.00%	当社製品 の製造	電機製品 の購入	160,027	買掛金	15,057
子会社	FUNAI CORPORATION, INC.	所有 直接 100.00%	当社製品 の販売 役員の兼 任	電機製品 の販売	102,845	売掛金	5,512
				売上値引 等の支払	9,101	未払金	1,681
子会社	P&F USA, INC.	所有 直接 100.00%	当社製品 の販売	電機製品 の販売	5,448	売掛金	4,534
子会社	FUNAI ELECTRIC (POLSKA) Sp. z o.o.	所有 直接 100.00%	当社製品 の製造	電機部品 の販売	10,670	売掛金	1,641
子会社	FUNAI EUROPE GmbH	所有 直接 100.00%	当社製品 の販売 役員の兼 任	資金の貸 付	—	長期 貸付金	12,257
子会社	FUNAI ASIA PTE LTD	所有 直接 100.00%	当社製品 の販売	資金の貸 付	—	長期 貸付金	2,508

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格等を勘案して、一般の取引条件と同様に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,159円63銭
1株当たり当期純損失	254円98銭

- ◎ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、それぞれ表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失については、銭未満を四捨五入して表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月25日

船井電機株式会社
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木村文彦 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白井弘 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝口聖規 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、船井電機株式会社との平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

損益計算書に関する注記に記載されているとおり、タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第57期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月25日

船 井 電 機 株 式 会 社 監 査 委 員 会
監 査 委 員 長 井 上 朗 孝 ㊞
監 査 委 員 田 代 守 彦 ㊞
監 査 委 員 朝 倉 重 道 ㊞
監 査 委 員 勝 田 泰 久 ㊞
監 査 委 員 西 村 英 俊 ㊞

(注) 監査委員 田代守彦、朝倉重道、勝田泰久及び西村英俊は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に移行（いわゆる「株券電子化」）されました。

これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるための附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を發行する。	(削 除)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は100株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は100株とする。
2. 当社は、前条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を發行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略) 	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p>
<p>第12条) (条文省略)</p>	<p>第11条) (現行どおり)</p>
<p>第13条 (招集権者及び議長)</p>	<p>第12条 (招集権者及び議長)</p>
<p>第14条 (条文省略)</p> <p>2 取締役である執行役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役である執行役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条 　　↳ (条文省略)</p> <p>第37条 　　(新 設) 　　(新 設)</p> <p>　　(新 設)</p>	<p>第14条 　　↳ (現行どおり)</p> <p>第36条 　　附 則</p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役5名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	船井 哲良 (昭和2年1月24日生)	昭和26年4月 船井ミシン商会創業 昭和27年12月 株式会社船井ミシン商会代表取締役 昭和36年8月 当社設立代表取締役取締役社長 平成17年6月 当社取締役 当社代表執行役執行役社長 平成20年6月 当社取締役（現任） 当社執行役会長（現任） (株式会社エフ、ジー、エス代表取締役会長) (財団法人船井情報科学振興財団理事長) (財団法人船井奨学会理事長)	12,756,188株
2	林 朝 則 (昭和22年3月13日生)	昭和44年4月 当社入社 平成14年10月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成18年3月 FUNAI CORPORATION, INC. CEO 平成19年6月 当社専務執行役員 平成20年3月 AV統括本部本部長 平成20年6月 当社取締役（現任） 当社代表執行役執行役社長 (現任)	10,200株
3	米 本 光 男 (昭和14年3月18日生)	平成7年7月 株式会社ティール・ピー・エス研究所取締役副社長 (現任) 平成10年9月 当社社外取締役（現任） 平成21年3月 セーラー万年筆株式会社社外取締役（現任）	100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式の数
4	宮 崎 章 (昭和14年3月13日生)	昭和39年4月 兼松株式会社入社 平成9年4月 同社常務取締役 平成11年6月 同社取締役副社長 平成15年6月 兼松エレクトロニクス株式 会社取締役会長 平成16年6月 大王製紙株式会社社外監査 役 当社社外取締役（現任） 平成18年7月 ダイナミックソリューショ ンズ株式会社取締役会長 （現任） 平成20年6月 株式会社大倉社外取締役 （現任）	—
5	朝 倉 重 道 (昭和9年1月1日生)	昭和32年4月 日綿実業株式会社（現双日 株式会社）入社 昭和62年2月 象印マホービン株式会社取 締役 平成3年2月 同社常務取締役 平成15年7月 ザックデザインズジャパン 株式会社代表取締役専務 平成16年6月 当社社外監査役 平成17年6月 当社社外取締役（現任）	200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
6	勝田泰久 (昭和17年2月20日生)	昭和40年4月 大和銀行(現りそな銀行) 入行 平成13年6月 同行頭取 平成13年12月 株式会社大和銀ホールディングス(現株式会社りそなホールディングス) 代表取締役社長 大和銀信託銀行株式会社(現りそな銀行株式会社) 取締役 平成16年7月 当社顧問 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成18年6月 大塚製菓株式会社社外監査役(現任) 平成20年7月 学校法人大阪経済大学理事長(現任) (学校法人 大阪経済大学理事長)	—
7	西村英俊 (昭和17年4月29日生)	昭和40年4月 日商株式会社(現双日株式会社) 入社 平成6年6月 同社取締役 平成10年6月 同社常務取締役 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社(現双日株式会社) 代表取締役社長 平成17年6月 同社特別顧問 平成18年1月 当社顧問 平成18年6月 当社社外取締役(現任) 平成20年6月 双日株式会社顧問(現任) (財団法人日商岩井国際交流財団理事長)	300株

- (注) 1. 取締役候補者 船井哲良氏は、株式会社エフ、ジー、エスの代表取締役を兼任しており、当社との間に損害保険に関する取引関係があります。
2. 上記以外の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者 米本光男、宮崎 章、朝倉重道、勝田泰久及び西村英俊の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由
米本光男氏は、経営コンサルタントとしての幅広い経験による助言をいただくためであります。
宮崎 章、朝倉重道及び西村英俊の各氏は、いずれも企業経営に関する経験と能力を当社の経営に活かしていただくためであります。
勝田泰久氏は、企業経営及び金融・財務に関する経験と能力を当社の経営に活かしていただくためであります。
5. 社外取締役の就任年数
米本光男氏の就任期間は本総会終結の時をもって11年間であります。
宮崎 章氏の就任期間は本総会終結の時をもって5年間であります。
朝倉重道氏の就任期間は本総会終結の時をもって4年間であります。
勝田泰久氏の就任期間は本総会終結の時をもって4年間であります。
西村英俊氏の就任期間は本総会終結の時をもって3年間であります。
6. 責任限定契約の締結状況
会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役 米本光男、宮崎 章、朝倉重道、勝田泰久及び西村英俊の各氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しておりますが、各氏が再任されますと同契約を継続する予定であります。
7. 当社における地位及び担当
事業報告11頁に記載のとおりであります。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会又は取締役会決議により委任を受けた当社執行役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役、執行役、執行役員及び使用人の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに優秀な人材を確保し、長期的貢献の促進を図ることを狙いとして、ストックオプション目的で新株予約権を発行いたしたく存じます。

2. 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の発行要領

- (1) 新株予約権の割当対象者

当社の取締役、執行役、執行役員及び使用人

なお、本株主総会終結後、これらに該当することとなった者を含むものとする。

- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

なお、当社が本総会終結後に効力を生じる株式の分割（株式無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式の併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が本総会終結後に効力を生じる吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- (3) 新株予約権の数の上限

8,200個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより発行又は移転される株式の総数は当社普通株式820,000株を上限とする。ただし、前記(2)の規定により、新株予約権の目的である株式の数の調整が行われた場

合は、これに応じて新株予約権を行使することにより発行又は移転される株式の総数も調整されるものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの行使時に払い込まれる価額（以下、「行使価額」という。）に前記(2)に定める新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が本株主総会終結後に効力を生じる株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本株主総会終結後に当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が本総会終結後に効力を生じる吸収合併、新設合併、吸収分

割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月1日から平成30年7月31日までとする。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者の行使期間中の各年（8月1日から翌年7月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。

また、新株予約権者が、当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができる。

② 新株予約権者のうち当社及び関係会社の取締役、執行役、監査役、会計参与、執行役員及び使用人は前記(6)の新株予約権の権利行使期間中の各年（8月1日から翌年7月31日まで）において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使ができない。

③ 新株予約権者のうち当社の取締役、執行役、執行役員及び使用人が当社及び関係会社の取締役、執行役、監査役、会計参与、執行役員及び使用人のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができない。

④ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続を認める。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転

計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記(7)に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。

③ 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。

(10) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定められた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記(6)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記(7)に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記(8)に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
前記(9)に準じて決定する。
- (11) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (12) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

会場のご案内

<会場> 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
当社技術館5階 多目的ホール
電話 072 (870) 4303



<交通> JR学研都市線 住道駅 (南口1F) より送迎用バスをご利用ください。
(9時15分・9時30分の2便運行、所要時間約15分)

<お願い> お車でのご来場はご遠慮願います。